

平成26年1月

関係各位

日本関税協会横浜支部

関税率表解説及び分類例規の一部改正について

横浜税関業務部から、以下の周知依頼がありましたのでお知らせ致します。

1. 周知内容

- 関税率表解説（平成23年11月18日財関第1318号）の一部改正（別紙1）
- 分類例規第1部〔国際分類例規〕（昭和62年12月23日蔵関第1299号）の一部改正（別紙2）
- 分類例規第2部〔国内分類例規〕（昭和62年12月23日蔵関第1299号）の一部改正（別紙3）

2. 適用

平成26年3月1日以降 申告される貨物

3. 本件に関する問い合わせ先

横浜税関業務部 首席関税鑑査官 045-212-6156、6157

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
42.02項	<p>3. 第42.02項の取扱いについて (省略)</p> <p>記</p> <p>1. 及び2. (省略)</p> <p>3. 長期間の使用を目的としない容器 第42類注3(A)(a)により、第42.02項から除外されている「長期間の使用を目的としない」とは、次のいずれかに該当する場合をいうものとする。</p> <p>① 一時的に使用する単なる消耗品（反復使用を目的としない。）</p> <p>② サービス品として無償で提供されるもので、一般に反復使用しないと認められるもの（材質は問わない。）</p> <p>③ 耐久性に乏しいもの（熱圧着、高周波溶着、縫製等の加工が粗雑なもの）</p>	42.02項	<p>3. 第42.02項の取扱いについて (同左)</p> <p>記</p> <p>1. 及び2. (同左)</p> <p>3. 長期間の使用を目的としない容器 第42項注3(A)(a)により、第42.02項から除外されている「長期間の使用を目的としない」とは、次のいずれかに該当する場合をいうものとする。</p> <p>① 一時的に使用する単なる消耗品（反復使用を目的としない。）</p> <p>② サービス品として無償で提供されるもので、一般に反復使用しないと認められるもの（材質は問わない。）</p> <p>③ 耐久性に乏しいもの（熱圧着、高周波溶着、縫製等の加工が粗雑なもの）</p>
4203.21	<p>2. 野球用のもの（輸入統計細分210）</p> <p>1. 本細分には、野球（ソフトボールを含む。）用で、直に捕球するために用いるもののほか、それ以外のバッティンググローブ及び守備用インナーグローブ等も分類される。</p> <p>2. 上記のバッティンググローブとは、打撃の際に使用される手袋であり、バットと手の間のグリップ力を高める機能がある。本品の形状は、以下のとおりである。</p> <p>(省略)</p>	4203.21	<p>2. 野球用グローブ及びミット（バッティンググローブを除く。）（輸入統計細分210）</p> <p>1. 本細分には、野球（ソフトボールを含む。）用で、直に捕球するために用いるものが分類され、それ以外のバッティンググローブ及び守備用インナーグローブ等は分類されない。</p> <p>2. 本細分で規定するバッティンググローブとは、打撃の際に使用される手袋であり、バットと手の間のグリップ力を高める機能がある。本品の形状は、以下のとおりである。</p> <p>(同左)</p>

新旧対照表



【分類例規（昭和62年12月23日閣令第1299号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

>

改正後	改正前
<p>44. 18項</p> <p>2. 建築構造用に供される集成材及び単板積層材（JAS）の格付の表示について 術的資料に含まれる日本農林規格（JAS）の格付の表示について</p> <p>上記「44. 18 項 1. 第 44. 18 項の建築用木工品と第 44 類の他の項との物品との区分」のうち、(3) の注 4 「技術的資料」に含まれる「日本農林規格（JAS）の格付の表示」は、下記のものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 構造用集成材 (省 略) 2. 構造用単板積層材 昭和 63 年 10 月 11 日付農林水産省告示第 1598 号「単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法」の 2 「構造用単板積層材」に規定するもので、かつ、平成 20 年 5 月 13 日付農林水産省告示第 701 号「単板積層材の日本農林規格」の第 4 条「表示」中の「表示の方法」1 (1) アにより「A種構造用単板積層材」と記載されたもの及び同「表示の方法」1 (1) イにより「B種構造用単板積層材」と記載されたもの <p>(注) 構造用単板積層材について「技術的資料」の附属が考慮されるのは、当該製品が上記「44. 18 項 1. 第 44. 18 項の建築用木工品と第 44 類の他の項との物品との区分」中、(3) の口の(二) で規定する寸法に該当する場合であることを留意する。</p>	<p>44. 18項</p> <p>2. 建築構造用に供される集成材及び単板積層材（JAS）の格付の表示について 術的資料に含まれる日本農林規格（JAS）の格付の表示について</p> <p>上記「44. 18 項 1. 第 44. 18 項の建築用木工品と第 44 類の他の項との物品との区分」のうち、(3) の注 4 「技術的資料」に含まれる「日本農林規格（JAS）の格付の表示」は、下記のものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 構造用集成材 (同 左) 2. 構造用単板積層材 昭和 63 年 10 月 11 日付農林水産省告示第 1598 号「単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法」の 2 「構造用単板積層材」に規定するもので、かつ、平成 20 年 5 月 13 日付農林水産省告示第 701 号「単板積層材の日本農林規格」の第 4 条「表示」中の「表示の方法」1 (1) アにより「構造用単板積層材」と記載されたもの <p>(注) 構造用単板積層材について「技術的資料」の附属が考慮されるのは、当該製品が上記「44. 18 項 1. 第 44. 18 項の建築用木工品と第 44 類の他の項との物品との区分」中、(3) の口の(二) で規定する寸法に該当する場合であることを留意する。</p>
<p>3. 建築構造用に供される集成材及び単板積層材（JAS）の格付の表示に係る農林水産省告示等について</p> <p>(省 略)</p> <p>農林水産省告示第 701 号（平 20. 5. 13） 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 9 条において準用する第 7 条第 1 項の規定に基づき、単板積層材の日本農林規格（昭和 53 年 8 月 8 日農林水産省告示第 106 号）の全部を次のように改正し、同法第 11 条第 1 項の規定に</p>	<p>3. 建築構造用に供される集成材及び単板積層材（JAS）の格付の表示に係る農林水産省告示等について</p> <p>(同 左)</p> <p>農林水産省告示第 701 号（平 20. 5. 13） 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 9 条において準用する第 7 条第 1 項の規定に基づき、単板積層材の日本農林規格（昭和 53 年 8 月 8 日農林水産省告示第 106 号）の全部を次のように改正し、同法第 11 条第 1 項の規定に</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日閣議第1299号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																												
<p>基づき、公示し、平成20年8月11日から施行する。</p> <p>単板積層材の日本農林規格 （構造用単板積層材の規格）</p> <p>第4条 構造用単板積層材の規格は、次のとおりとする。</p> <p>表示 表示の方法</p> <p>1 表示事項の項の（1）から（6）までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>（1）品名</p> <p>ア <u>A種構造用単板積層材</u>にあつては、「<u>A種構造用単板積層材</u>」と記載すること。</p> <p>イ <u>B種構造用単板積層材</u>にあつては、「<u>B種構造用単板積層材</u>」と記載すること。</p> <p>（以下省略）</p> <p>（省略）</p> <div style="text-align: center;">  <p>【構造用単板積層材 表示例】</p> </div> <table border="1" data-bbox="1157 1220 1380 1870"> <tr><td>品名</td><td>A種構造用単板積層材</td></tr> <tr><td>接着性能</td><td>使用環境A</td></tr> <tr><td>樹種名</td><td>ラジアタパイン</td></tr> <tr><td>寸法</td><td>長 5,450mm×巾 180mm×厚 105mm</td></tr> <tr><td>1. 曲げ性能</td><td>1 00E-3 7 5F</td></tr> <tr><td>2. 水平せん断区分</td><td>5 5V-4 7H</td></tr> <tr><td>販売業者</td><td></td></tr> </table>	品名	A種構造用単板積層材	接着性能	使用環境A	樹種名	ラジアタパイン	寸法	長 5,450mm×巾 180mm×厚 105mm	1. 曲げ性能	1 00E-3 7 5F	2. 水平せん断区分	5 5V-4 7H	販売業者		<p>基づき、公示し、平成20年8月11日から施行する。</p> <p>単板積層材の日本農林規格 （構造用単板積層材の規格）</p> <p>第4条 構造用単板積層材の規格は、次のとおりとする。</p> <p>表示 表示の方法</p> <p>1 表示事項の項の（1）から（6）までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>（1）品名</p> <p>ア 「構造用単板積層材」と記載すること。</p> <p>（以下省略）</p> <p>（同左）</p> <div style="text-align: center;">  <p>【構造用単板積層材 表示例】</p> </div> <table border="1" data-bbox="1157 257 1380 907"> <tr><td>品名</td><td>構造用単板積層材</td></tr> <tr><td>接着性能</td><td>使用環境A</td></tr> <tr><td>樹種名</td><td>ラジアタパイン</td></tr> <tr><td>寸法</td><td>長 5,450mm×巾 180mm×厚 105mm</td></tr> <tr><td>1. 曲げ性能</td><td>1 00E-3 7 5F</td></tr> <tr><td>2. 水平せん断性能</td><td>5 5V-4 7H</td></tr> <tr><td>販売業者</td><td></td></tr> </table>	品名	構造用単板積層材	接着性能	使用環境A	樹種名	ラジアタパイン	寸法	長 5,450mm×巾 180mm×厚 105mm	1. 曲げ性能	1 00E-3 7 5F	2. 水平せん断性能	5 5V-4 7H	販売業者	
品名	A種構造用単板積層材																												
接着性能	使用環境A																												
樹種名	ラジアタパイン																												
寸法	長 5,450mm×巾 180mm×厚 105mm																												
1. 曲げ性能	1 00E-3 7 5F																												
2. 水平せん断区分	5 5V-4 7H																												
販売業者																													
品名	構造用単板積層材																												
接着性能	使用環境A																												
樹種名	ラジアタパイン																												
寸法	長 5,450mm×巾 180mm×厚 105mm																												
1. 曲げ性能	1 00E-3 7 5F																												
2. 水平せん断性能	5 5V-4 7H																												
販売業者																													